

改正FIT法と事業計画策定ガイドライン

産業技術総合研究所
太陽光発電研究センター
大関 崇

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

FIT（固定価格買取制度）の見直し

2012年7月 固定価格買取制度開始（制度開始後4年で導入量が2.5倍に増加）

顕在化してきた課題

太陽光に偏った導入
 ✓ 太陽光発電の認定量が約9割
 ✓ 未稼働の太陽光案件（31万件）

国民負担の増大
 ✓ 買取費用は2016年度に約2.3兆円
 ✓ ミックスでは2030年に3.7～4.0兆円を想定

電力システム改革
 ✓ 小売自由化や広域融通とバランスを取った仕組み

改正FIT法：2016年5月成立、2017年4月施行

1. 新認定制度の創設

- 未稼働案件の排除と、新たな未稼働案件発生を防止する仕組み
- 適切な事業実施を確保する仕組み

2. コスト効率的な導入

- 大規模太陽光発電の入札制度
- 中長期的な買取価格目標の設定

3. リードタイムの長い電源の導入

- 地熱・風力・水力等の電源の導入拡大を後押しするため、複数年買取価格を予め提示

4. 減免制度の見直し

- 国際競争力維持・強化、省エネ努力の確認等による減免率の見直し

5. 送配電買取への移行

- FIT電気の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更
- 電力の広域融通により導入拡大

再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立
エネルギーミックス：22～24%の達成に向けて（2030年度）

FIT法改正と新認定制度の概要

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

2

新認定制度「事業計画認定」の概要

【認定申請から発電事業終了までの流れ】



<認定基準（新制度で追加される主なもの）>

1. 事業の内容が基準に適合すること	適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること 外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること（太陽光20kW未満除外） 設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること 発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること (バイオマスの場合) 発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること (地熱の場合) 地熱資源の性状及び量の把握を運転開始前から継続して行うことその他の必要な措置を講ずること
2. 事業が円滑かつ確実に実施される見込まれること	接続することについて電気事業者の同意を得ていること
3. 設備が基準に適合すること	※ほぼ現行を踏襲 (1～3共通) 関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること
認定申請段階	認定申請情報を関係省庁・自治体に共有 関係省庁や自治体において、土地利用規制等の関係法令・条例の遵守を確認できるよう認定申請情報をシステムで共有
認定段階	認定基準に基づく事業計画の審査 適切なメンテナンスの実施、関係法令・条例の遵守など、事業が適切に実施される見込みがあることを認定時に確認
認定情報の公表	認定した事業計画（太陽光20kW未満を除く）の主要な情報を広く一般に公表
事業実施段階	事業計画に違反した場合の指導等 関係省庁・自治体からの情報提供などを基に、関係法令・条例違反等、認定基準への違反が判明した場合は、FIT法に基づいて指導・改善命令・認定取消しを行いうる

新FIT法における主な認定基準の審査基準①

【分割禁止】

- 認定基準：特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
- 審査基準：①同一の地番又は地権者が同一（申請日の1年前まで遡って同一の場合※も含む）の一団の土地において他の認定事業計画がないこと、②隣接の地番で設置事業者又は保守点検及び維持管理の責任者が同一の他の認定事業計画がないこと
※平成29年度内に認定を取得する場合は、平成29年4月1日まで遡って同一の場合とする。
- 必要書類：設備所在地の登記簿謄本（分割の疑義が生じた場合は、審査の過程で、分割疑義対象案件の登記簿謄本や当該案件との位置関係が分かる公図等を求める）

【保守点検及び維持管理】

- 認定基準：再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
- 審査基準：①保守点検及び維持管理の責任者が明確であること、②保守点検及び維持管理の計画が明確であること

【設備の廃棄】

- 認定基準：再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
- 審査基準：収支計画において廃棄費用が計上されていること

出典：METI

独立研究開発法人 産業技術総合研究所

5

主な認定基準の審査基準②

【標識の掲示】

- 認定基準：外部から見やすいように再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること（太陽光発電設備20kW未満・屋根置きは除く）
- 審査基準：設備配置図上で標識を掲示する場所が明示されていること
- 必要書類：構造図（設備配置図）

【土地の確保】

- 認定基準：再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること
- 審査基準：必要書類が揃っていること
- 必要書類：土地登記簿謄本、他者所有地の場合は賃貸借契約書等（土地所有者の同意書でも可とするが、認定取得後一定期間内に契約書等の確保を証する書類の提出を求め、提出がなければ認定取消しの対象に）

【関係法令の遵守】

- 認定基準：関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること
- 審査基準：自治体に適用対象となる関係法令の確認をしていること
- 必要書類：関係法令手続状況確認書

出典：METI

独立研究開発法人 産業技術総合研究所

6

電源別事業計画策定ガイドライン

- FIT認定を受けた再生可能エネルギー発電事業者における適正な事業実施の確保を図るために、認定制度が従来の「設備認定」から「事業計画認定」に変更され、メンテナンスや設備撤去・処分等の計画の適切性も含めて審査の上、認定されることになった。（省令を昨年7月に公布し、本年4月に施行。）
- 事業計画策定ガイドラインは、上記の事業計画認定における認定基準を具体化するため、各電源毎に策定し、認定基準や関係法令の規制がかからない事項について適切な実施を促すものを記載するものとしている。

<ガイドライン記載事項の整理（全電源共通事項）>

遵守事項		推奨事項 (法令の白地部分)
(FIT法独自の基準)	(関係法令に依拠する基準)	
自治体への事前説明		地域住民への事前説明
標識の掲示		設計・施工
第三者がみだりに近づかない措置（柵塀の設置等）		
保守点検及び維持管理		
発電設備の適切な処分		設備の更新

独立研究開発法人 産業技術総合研究所

7

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等 (再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

- 第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

独立研究開発法人 産業技術総合研究所

8

電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法

-
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の 調達に関する特別措置法施行規則

(認定基準)

- 第五条 法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について、再生可能エネルギー発電事業計画が明確かつ適切に定められていること。
 - 二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。
 - 三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものは除く。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の 調達に関する特別措置法施行規則

(認定基準) (続き)

-
- 八 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備（以下この号において「発電設備」という。）の廃棄その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること。
 -
 - 十四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。次項第一号及び次条第三号に該当するものを除く。）の規定を遵守するものであること。
 - 十五 当該認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の 調達に関する特別措置法施行規則

(認定基準) (続き)

-
- 2 法第九条第三項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、当該設備に関する法令（条例を含む。）の規定を遵守していること。
 -
 - 六条 法第九条第三項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。
 -
 - 三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

事業計画策定ガイドライン (太陽光)

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

13

第1章 総則

- 1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け
- 2. 適用対象の範囲
- 3. 用語の整理

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

15

事業計画策定ガイドライン（太陽光）の構成

第1章 総則

1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け
2. 適用対象の範囲
3. 用語の整理

第2章 適正な事業実施のために必要な措置

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続
2. 地域との関係構築

第2節 設計・施工

1. 土地開発の設計
2. 発電設備の設計
3. 施工
4. 周辺環境への配慮

第3節 振興・管理

1. 保守点検・維持管理に関する計画の策定及び体制の構築
2. 通常運転時に求められる取組
3. 非常時に求められる対応
4. 地域への配慮
5. 営業の更新

第4節 撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄）

1. 計画的な撤去及び処分費用の確保
2. 事業終了後の撤去、処分の実施

付録

1. 主な関係法令リスト
2. 主な規格・ガイドライン等

【第2章に記載の内容】

再生可能エネルギー発電事業者が再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、遵守すべき事項及び推奨される事項について、事業段階ごとに整理

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

14

事業計画策定にあたって同意を求められる内容

- FIT法に基づき事業計画を作成するに当たっては、FIT法施行規則様式中に示される次の表に掲げる事項を遵守することへの同意が求められる。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

16

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（10 kW未満の太陽光発電を除く）
様式第1（第4条の2関係）

保守点検責任者	責任者名： (法人番号：) (法人の場合)	
保守点検及び維持管理計画（注18）	<input type="checkbox"/> 別紙あり	
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
<input type="checkbox"/> 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注20） <input type="checkbox"/> 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 <input type="checkbox"/> この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注21） <input type="checkbox"/> 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 <input type="checkbox"/> 発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（20 kW未満の太陽光発電の場合を除く。）。（注22） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 <input type="checkbox"/> この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。 <input type="checkbox"/> この認定の取得から3年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。 <input type="checkbox"/> [10 kW以上の太陽光発電の場合のみ] <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> [地熱発電の場合のみ]		

（注18）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（10 kW未満の太陽光発電を除く）
【みなし認定用】様式第19

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
<input type="checkbox"/> 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注5） <input type="checkbox"/> 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 <input type="checkbox"/> この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 <input type="checkbox"/> 発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（20 kW未満の太陽光発電の場合を除く。）。 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 <input type="checkbox"/> この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。 <input type="checkbox"/> この認定の取得から3年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。 <input type="checkbox"/> [10 kW以上の太陽光発電の場合のみ] <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> [地熱発電の場合のみ]		

10 kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書
様式第2（第4条の2関係）

保守点検責任者	責任者名： (法人番号：) (法人の場合)	
保守点検及び維持管理計画（注11）	<input type="checkbox"/> 別紙あり	
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
<input type="checkbox"/> 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注12） <input type="checkbox"/> 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 <input type="checkbox"/> この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注13） <input type="checkbox"/> 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 <input type="checkbox"/> この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		

10 kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書
様式第2（第4条の2関係）

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
<input type="checkbox"/> 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注3） <input type="checkbox"/> 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 <input type="checkbox"/> この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 <input type="checkbox"/> この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		

事業計画策定ガイドラインの位置付け

【事業計画策定ガイドラインとは】

- ・再生可能エネルギー発電事業者がFIT法及びFIT法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法的に沿った適正な事業実施のために推奨される事項について、それぞれの考え方を記載したもの

【本ガイドラインを遵守しなかった場合】

- ・本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、FIT法第13条（指導・助言）、第14条（改善命令）、第15条（認定の取消し）に規定される措置が講じられる可能性がある

【本ガイドラインを実施すべき者】

- ・本ガイドラインに記載する事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきもの

適用対象の範囲

- ・本ガイドラインは、FIT法及びFIT法施行規則に基づき、事業計画の認定の申請を行う太陽光発電事業者、及び認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する太陽光発電事業者に適用される。
- ・本ガイドラインは、上記の者がその事業計画に係る太陽光発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する期間（企画立案から当該発電設備の撤去及び処分が完了するまでの期間をいい、固定価格買取制度の調達期間に限られるものではない。）にわたって適用される。
- ・上記以外の太陽光発電事業者についても、本ガイドラインを参考に事業を実施することが望ましい。また、機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の再生可能エネルギー発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望ましい。

事業計画策定ガイドラインの位置付け

【他法令の及び条例の確認】

- ・なお、本ガイドラインはFIT法及びFIT法施行規則に基づいて再生可能エネルギー発電事業者に求める事項について記載したものであるため、FIT法及びFIT法施行規則を除く他法令及び条例については、再生可能エネルギー発電事業者の責任において、各法令及び条例の規定を確認すること

第2章 適正な事業実施のために必要な措置

第2章各項目の構成

(遵守事項及び推奨事項)

- ① ...
- ② ...

【解説】

(総論解説)

- ①
- ②

第1節 企画立案

【本節で示している内容】

- ・発電設備を設置する土地及びその周辺環境の調査・整備を行う事業の企画立案段階における遵守事項等

【本節の背景及び事業者が求められること】

- ・発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要
- ・発電設備を設置するに当たり関係法令及び条例を遵守することは、地域と共生する上での前提
- ・関係法令及び条例を遵守していても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの観点から、さらに対策が必要となる場合もあるため、再生可能工事業実施予定の地域の個別の状況を踏まえた上で事業を進めることが求められる
- ・事業の実施について、自治体や地域住民の理解を深めるためには、再生可能エネルギー発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められる。

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

【遵守事項及び推奨事項】

- ・①関係法令及び条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うこと。また、土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めること。
- ・②関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続等について、自治体や国の関係機関に確認及び相談し、関係法令及び条例の規定を遵守すること。なお、条例等に基づく環境アセスメント手続が必要な場合、事業計画の認定の申請を行う前に環境影響評価方法書又はこれに相当する図書（環境影響評価の方法について検討した内容を記載する書類）に関する手続を開始していること。
- ・③自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。
- ・④土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うように努めること。

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ・⑤計画の遅延や採算性悪化などが見込まれるリスク評価を実施し、事業実施の適否を判断するように努めること。

2. 地域との関係構築

【遵守事項及び推奨事項】

- ①事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。
- ②地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。

第2節 設計・施工

【本節で示している内容】

- 土地開発及び発電設備の設計及び施工段階における遵守事項等

【本節の背景及び事業者が求められること】

- 発電設備の運転開始後、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電し供給するためには、土地開発を含め長期的な安全の確保及び発電の継続に留意した設計を行うことが基本
- 防災、環境保全、景観保全の観点から策定した計画に基づいた設計及び施工が適切に実施されることが極めて重要

1. 土地開発の設計

【遵守事項及び推奨事項】

- ①関係法令及び条例の規定に従い、土地開発の設計を行うこと。
- ②上記に加え、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うように努めること。

2. 発電設備の設計

【遵守事項及び推奨事項】

- ①第1節で策定した開発計画に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定に従い、発電設備の設計を行うこと。設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。
- ②電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。
- ③建築物の屋根や屋上に発電設備を設置する場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めに従い、設置後の建築物（当該発電設備を含む。）が建築基準関係規定に適合するように設計すること。
- ④防災、環境保全、景観保全を考慮し発電設備の設計を行うように努めること。

2. 発電設備の設計（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ・⑤保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うように努めること。
- ・⑥消防活動に配慮した設計を行うように努めること。
- ・⑦出力10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合、日本工業規格C8990、C8992-1及びC8992-2若しくはC8991、C8992-1及びC8992-2に適合するものであること又はこれらと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できる太陽電池モジュールを用いること。
- ・⑧日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率以上の性能を有する太陽電池モジュールを用いること（後略）

2. 発電設備の設計（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ・⑨日本工業規格等の規格及びこれらを解説した民間団体が作成したガイドラインや解説書等を参考し、設計するように努めること（付録参照）。
- ・⑩出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合の電気主任技術者の選任は、太陽光発電設備の設計の早期の段階で行い、電気主任技術者と相談して設計するように努めること。

3. 施工

【遵守事項及び推奨事項】

- ・①1. 及び2. で行った設計に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。
- ・②防災、環境保全、景観保全を考慮し土地開発の施工を行うように努めること。また、施工の際は、周辺地域の安全を損なわないように努めること。
- ・③電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の施工を行うこと。

3. 施工（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ・④電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、電気工事士法（昭和35年法律第139号）、建設リサイクル法、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、道路法（昭和27年法律第180号）等の関係法令及び条例を遵守し、必要な資格を有する者が施工すること。
- ・⑤運転開始前の検査（使用前自主検査）については、電気事業法の規定に従い、適切に実施し、その結果を記録、保管すること。検査終了後、所轄の産業保安監督部による安全管理審査を受審すること。また、電気事業法で検査義務がないものについても、自主的に電気事業法に基づく技術基準に適合しているか確認を行うこと。
- ・⑥発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成するように努めること。また、完成図書を事業終了時まで、適切な方法で管理及び保存するように努めること。

3. 施工（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ⑦設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないように、関係法令や条例、自治体の指導等に従い、適切に処理するように努めること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う資材や廃棄物等が適切に処理されていることを確認するように努めること。廃棄物が残置されている場合、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導するように努めること。

4. 周辺環境への配慮

【遵守事項及び推奨事項】

- ①設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。また、発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。また、太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるように努めること。
- ②出力20kW以上以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するように記載すること。（記載項目省略）標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始後）速やかに掲示すること。風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適切な材料を使用することとし、発電設備の外部から見えやすい位置に取り付けること。また、強風等で標識が外れることがないよう設置すること。標識の大きさは縦25cm以上×横35cm以上とする。標識の掲示は、FIT法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うこと。

4. 周辺環境への配慮（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ③②の標識の掲示について、平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、改正後のFIT法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）標識を掲示すること。
- ④利用する直流電圧又は交流電圧が電気事業法における高圧以上となる太陽光発電設備を設置する場合、電技省令に基づき、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、容易に構内に立ち入るおそれがないよう、適切な措置を講じること。

4. 周辺環境への配慮（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ⑤低圧の太陽光発電設備を設置する場合、設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、高圧以上の発電設備と同等の立入防止措置として、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。
- ⑥⑤の柵塀等の設置について、平成29年3月31日以前に取得している発電設備については、改正後のFIT法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で運転開始前である場合は運転開始後速やかに）設置すること。

第3節 運用・管理

【本節で示している内容】

- 保守点検及び維持管理について、計画の策定及び体制の構築、運転中の取組、地域への配慮に分けて、それぞれにおける遵守事項等

【背景及び事業者が求められること】

- 再生可能エネルギー電気を適切な方法で発電し、長期安定的に供給することが求められる
- 発電を継続して行うことが可能となるよう、再生可能エネルギー発電事業者が発電設備を適切に保守点検及び維持管理することが重要
- 発電設備の性能低下や運転停止といった設備の不具合、発電設備の破損等に起因する第三者への被害を未然に防ぐため、発電設備の定期的な巡回や点検の実施が重要
- 運転開始後に適切な対応を確実に実施するためにも、事業の計画段階において、保守点検及び維持管理に係る適切な実施計画の策定及び実施体制の構築が必要

1. 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築

【遵守事項及び推奨事項】

- ①保守点検及び維持管理に係る実施計画（点検項目及び実施スケジュールを含む。以下「保守点検及び維持管理計画」という。）を策定すること。その際、関係法令及び条例の規定に従い、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。
- ②電気事業法の規定により保安規程の届出義務がある場合、この保安規程を踏まえた保守点検及び維持管理計画を策定すること。
- ③策定した保守点検及び維持管理計画に基づき、適切に保守点検及び維持管理を実施する体制を構築すること。電気事業法の規定により選任した電気主任技術者が必要な場合、その者を含めた体制とすること。

1. 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ④発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。
- ⑤保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等（付録参照）を参考にし、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するように努めること。
- ⑥保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

2. 通常運転時に求められる取組 (1) 安全の確保に関する取組

【遵守事項及び推奨事項】

- ①関係法令及び条例の規定に従い、発電設備を運転すること。
- ②保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。
- ③発電設備が技術基準に適合し続けるよう、適切に保守点検及び維持管理を行うこと。出力50kW以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。

2. 通常運転時に求められる取組

(1) 安全の確保に関する取組（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ・④民間団体が作成したガイドライン（付録参照）を参考にし、これらと同等又はこれら以上の内容により、着実に保守点検及び維持管理を実施するように努めること。
- ・⑤実施した保守点検及び維持管理の内容について記録・保管すること。

2. 通常運転時に求められる取組

(2) 発電性能維持に関する取組

【遵守事項及び推奨事項】

- ・①保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。
- ・②発電電力量の低下や不慮の運転停止の未然防止に積極的に努めること。
- ・③民間団体が作成したガイドライン（付録参照）を参考にし、これらと同等又はこれら以上の内容により、着実に保守点検及び維持管理を実施するように努めること。
- ・④実施した保守点検及び維持管理の内容について記録、保管すること。
- ・⑤発電電力量を計測し、記録するように努めること。
- ・⑥発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること。

2. 通常運転時に求められる取組

(3) 出力抑制

【遵守事項及び推奨事項】

- ・接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から、国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

3. 非常に求められる対処

【遵守事項及び推奨事項】

- ・①落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めること。
- ・②発電設備に異常が生じた場合、速やかに現場の状況を確認するとともに、電気事業法等の規定に則った適切な措置を講ずること。また、施設外への影響が及ばないよう適切に対応するように努めること。さらに、電気主任技術者、保守点検及び維持管理を行う事業者、施工事業者等の太陽光発電設備及び周辺電気設備に十分な知識がある者が点検を行うこと。特に水害や震災によって被害を受けた設備の点検・撤去を行う場合、既に定められている民間団体が作成したガイドライン等（付録参照）を参照するように努めること。

3. 非常に求められる対処（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ③発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合、事前の点検等を行うように努めること。
- ④発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、自治体及び地域住民へ速やかにその旨を連絡するように努めること。また、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めること。被害が発生し損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うように努めること。
- ⑤事故が発生した場合、電気関係報告規則（昭和46年6月15日通商産業省令第54号）、消費生活用製品安全法（昭和48年6月6日法律第31号）（以下「消安法」という。）の定めに従い、事故報告を行うこと。
- ⑥発電設備の破損、事故等が発生した場合、原因究明と再発防止に努めること。

5. 設備の更新

【遵守事項及び推奨事項】

- FIT法に基づく調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。

4. 周辺環境への配慮

【遵守事項及び推奨事項】

- ①事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを隨時確認するように努めること。
- ②発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。
- ③第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずるよう努めること。
- ④防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定期段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めること。

第4節 撤去及び処分(リサイクル、リユース、廃棄)

【本節で示している内容】

- 事業終了後の適切な撤去及び処分の実施方法及び計画的な費用の確保についての遵守事項等

【背景及び事業者が求められること】

- 事業終了後に再生可能エネルギー発電設備が適切に撤去及び処分（ここでは、リサイクル、リユース及び廃棄をいう。）されることは、再生可能エネルギーの長期安定的な発電・自立化を促すために重要

1. 計画的な撤去及び処分費用の確保

【遵守事項及び推奨事項】

- ・①出力10kW以上の太陽光発電設備の場合、事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で、事業計画を策定すること。
- ・②出力10kW未満の太陽光発電設備の場合、FIT法に基づく調達期間終了後の売電計画も踏まえ、適切な撤去及び処分の時期・方法、並びに必要な費用を見込んだ事業計画を策定するように努めること。
- ・③事業計画に基づいて事業終了後の撤去及び処分費用を適正に確保するため、撤去及び処分費用について、積立等の計画的な調達・手配を行うように努めること。

2. 事業終了後の撤去・処分の実施

【遵守事項及び推奨事項】

- ・①事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。
- ・②事業終了後の発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めること。
- ・③発電設備の撤去及び廃棄を自ら行う場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うこと。

2. 事業終了後の撤去・処分の実施（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ・④発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定の遵守は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者の義務となるが、発注先の排出事業者において、適切な産業廃棄物の処理体制が構築されていることを太陽光発電事業者においてあらかじめ確認するように努めること。また、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示すること。
- ・⑤発電設備の撤去及び処分を自ら行う場合、発電設備の分別解体等に伴って生じた特定建設資材について、建設リサイクル法に基づき、再資源化等を行うとともに、廃棄物処理法上の排出事業者として課された義務を遵守すること。
- ・⑥発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照するように努めること。

2. 事業終了後の撤去・処分の実施（続き）

【遵守事項及び推奨事項（続き）】

- ・⑦事業終了後の設備の撤去など自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。